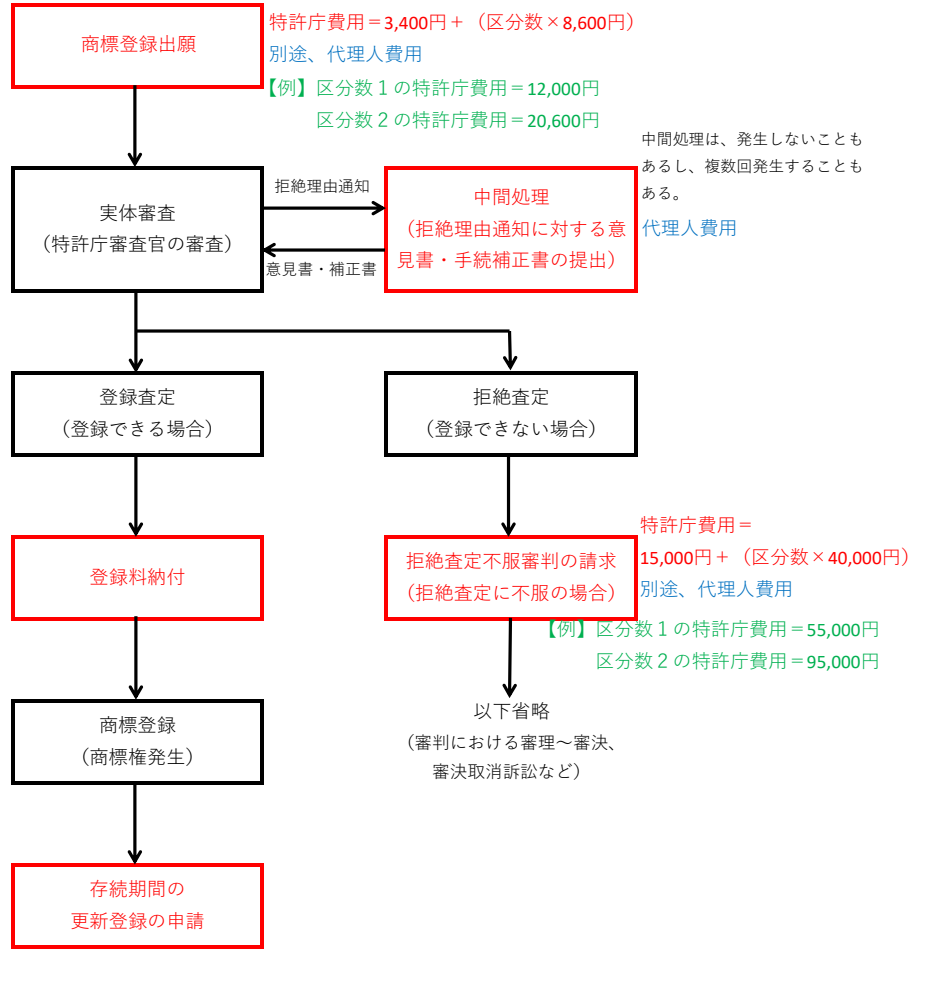


商標登録費用(商標の出願から登録までの費用)【2022年4月版】

◆典型的な流れと費用を示しています。
 ◆商標登録出願では、**商標**(ネーミングやマーク等)だけでなく、その商標をどう**商品**又は**役務**(えきむ: サービス)に使うのかを明らかにする必要があります。
 ◆商標登録出願に際しては、一つの「**商標**」と、一以上の「**商品・役務**」の指定に加えて、その指定した商品・役務が第何類に属するかという「**商品及び役務の区分**」も明らかにする必要があります。その区分の数により費用が異なります。
 ◆**特許庁費用は、改訂される場合があります。**
 ◆**代理人費用(特許事務所の手数料)**は、事務所により異なります。発生タイミングも事務所により異なる場合があります。
 ◆小山特許事務所の場合、一般的な費用は、ウェブサイトに掲載しております(koyamapat.jp)。打合せを通じて商標使用対象の商品やサービスを把握した上で、お見積りさせていただき、それに納得いただけましたら正式にご依頼の流れとなります。
 ◆平均区分数は2.35です(2020年)。区分数が1と2の場合を例示しています。
 ◆書面(紙)で手続される場合、手続にもよりますが、別途、電子化手数料が必要です。



<http://www.koyamapat.jp>

小山特許事務所 (作成2022.03.06、最終更新2022.03.06)

Copyright(C) 2022 Katanobu Koyama. ALL RIGHTS RESERVED.